

## 地方分権改革推進委員会「第 3 次勧告」に向けた要望書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
政策委員会委員長 酒 井 喜 正

福祉施設の最低基準の設定は、国で行うことを堅持  
していただきたい。

- 地方分権改革推進委員会「第 1 次勧告」(平成 20 年 5 月 28 日)において、国が全国一律に定めている福祉施設の最低基準の位置づけを見直し、地方自治体が条例により決定するという改革の方向が示された。  
また、「第 2 次勧告」(平成 20 年 12 月 8 日)において、国が義務付け・枠付けを行っている事務の廃止等の勧告において、福祉施設の最低基準等について、自治体間格差の拡大が懸念される項目が多く取り上げられた。
- 本会では、福祉施設の最低基準については、利用者が安全かつ健康で文化的な生活を送るうえで、最低限必要な基準であることから、国の責任で行うべきであると主張してきた。
- 現在、「第 3 次勧告」に向けて、引き続き、国の義務付け・枠付けの見直しが議論されているが、「第 2 次勧告」と同様に、福祉施設の最低基準をはじめ、福祉サービスの水準等に自治体間格差の拡大が懸念される内容となっている。
- このため、改めて意見表明をし、要望するものである。